

独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程の特例を定める規程

平成15年10月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 26号
改正 平成26年 3月 3日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第257号
改正 平成31年 1月18日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第393号
改正 令和 2年12月18日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第422号
改正 令和 7年 3月 5日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第540号

(趣旨)

第1条 この規程は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程（平成15年独立行政法人日本芸術文化振興会規程第25号。以下「会計規程」という。）の特例を設けるとともに、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。
- (2) 特定役務 改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス及び同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス（本規程において「建設工事」という。）に係る役務をいう。
- (3) 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。
- (4) 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、振興会の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は1月当たりの予定賃借料又は特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務に

について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

- (1) 物品等の調達契約 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）（以下「国の特例政令」という。）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (2) 特定役務のうち建設工事の調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額
- (3) 特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (4) 特定役務のうち前二号以外の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

2 前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達すべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

（参加のための条件）

第3条の2 契約担当役（会計規程第7条に規定する契約担当役をいう。以下同じ。）は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を日本国において取得していることを条件として課してはならない。

（競争参加者の資格に関する審査等）

第4条 契約担当役は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、会計規程第18条第2項の規定による審査については、随時に、しなければならない。

- 2 会計規程第18条第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格が定められている場合には、一般競争に参加しようとする者がいつでも登録を申請することができることとし、かつ、契約担当役は、合理的に短い期間内に、その者に対し登録が許可されたかどうかを通知しなければならない。
- 3 契約担当役は、会計規程第18条第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに同条第2項に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。
- 4 契約担当役は、会計規程第22条第1項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、指名競争に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。
- 5 契約担当役は、会計規程第22条第1項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに同条第2項において準用する会計

規程第18条第2項に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。

6 契約担当役は、第3項又は前項の公示において、次の事項を明らかにしなければならない。

(1) 調達する物品等又は特定役務の種類

(2) 会計規程第18条第1項又は第22条第1項に規定する資格の有効期限及び当該期間の更新
手続

7 契約担当役は、特定調達契約に関する事務については、指名競争に参加する資格を有する者の
名簿を作成しなければならない。

(一般競争の公告)

第5条 契約担当役は、特定調達契約につき入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その
入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に官報により公告しなければならない。ただし、
次の各号に掲げる場合には、その期間を当該各号に掲げる日数まで短縮することができる。

(1) 特定調達契約に係る次に掲げる事項について、特定調達契約につきこの項の規定による公告
(以下「一般競争公告」という。)を行う日の前日から起算して1年前の日から40日前の日
までの間に官報によりあらかじめ公示している場合 10日

イ 調達の内容

ロ 入札期日として予定する日付

ハ 調達に関心を有する者は、契約担当役に対して当該調達に係る入札に参加しようとする
意志がある旨の表明をすべきこと。

ニ 第10条に規定する文書を交付する場所

ホ 次条各号に掲げる事項(この号の規定による公示の際に示すことができないものを除
く。)

(2) 特定調達契約の締結までに急を要する場合 10日

(3) 次に掲げる条件のいずれかに該当する場合 40日から、5日にその該当する場合の数を乗
じて得た日数を減じた日数

イ 一般競争公告を官報の発行に関する法律(令和5年法律第85号)第5条の規定により
発行される官報により行う場合

ロ 第10条に規定する文書の交付(一般競争公告を行った日から行われる交付に限る。)
を電子情報処理組織を使用して行う場合

ハ 入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合

(4) 特定調達契約により調達される物品等又は特定役務が、政府以外の者により通常行われる取
引(物品等の取引にあつては、売買取引に限る。)の対象となる物品等又は特定役務(当該取
引の際にそれらの仕様の変更又は追加をすることができないものに限る。)である場合 次に
掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数

イ 前号イ及びロに掲げる場合に該当する場合(ロに掲げる場合を除く。) 13日

ロ 前号イからハまでに掲げる場合の全てに該当する場合 10日

2 契約担当役は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さ
らに入札に付そうとするときは、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則(平成15年
独立行政法人日本芸術文化振興会細則第22号)第9条ただし書きの規定は、特定調達契約に関す
る事務については、適用できないものとする。

(一般競争公告をする事項)

第6条 一般競争公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の一般競争公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の一般競争公告の日付
- (7) 会計規程第18条第2項の規定による申請の時期及び場所
- (8) 第10条に規定する文書の交付に関する事項
- (9) 落札者の決定の方法

2 契約担当役は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

3 契約担当役は、第1項の規定による公告において、契約担当役の氏名及びその所属する部局の名称並びに契約の手続きにおいて使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、掲載するものとする。

- (1) 調達する物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 入札期日又は会計規程第18条第2項の規定による申請の時期
- (3) 契約担当役の氏名及びその所属する部局の名称
(指名競争の公示等)

第7条 第5条第1項の規定及び前条の規定は、契約担当役が特定調達契約につき指名競争に付そうとする場合について準用する。この場合において、第5条の見出し中「一般競争の公告」とあるのは「指名競争の公示」と、同条第1項中「公告しなければならない」とあるのは「公示しなければならない」と、同項第1号中「公告（以下「一般競争公告」）」とあるのは「公示（以下「指名競争公示」）」と、同項第3号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、前条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、同条第1項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び会計規程第23条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件」と、同条第1項第6号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、同条第1項第7号及び第3項第2号中「会計規程第18条第2項」とあるのは「会計規程第22条第2項において準用する会計規程第18条第2項」と、同条第2項から第3項中「公告」とあるのは「公示」と読み替えるものとする。

2 会計規程第23条の規定による基準により指名される競争参加者に対しては、前条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項を第1項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。

3 前項の場合においては、同項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 一連の調達契約にあつては、前条第1項第6号に掲げる事項
- (2) 契約の手続において使用する言語

(公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い)

第8条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において一般競争公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において指名競争公示をした後、当該一般競争公告又は指名競争公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から会計規程第18条第2項(会計規程第22条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請があったときは、速やかにその者が会計規程第18条第1項又は第22条第1項に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

2 契約担当役は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、会計規程第22条第1項に規定する資格を有すると認められた者のうちから、会計規程第23条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第2項に規定する事項及び第3項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

3 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第1項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時に、一般競争の場合にあっては、第6条第1項第2号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

4 契約担当役は、第1項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時まで同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

(技術仕様)

第9条 契約担当役が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。

(1) 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること

(2) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること

2 契約担当役は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、入札公告において又は入札公告若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

(入札説明書の交付)

第10条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

(1) 第6条又は第7条第2項の規定により公告又は公示をするものとされている事項(ただし、第6条第1項第8号に掲げる事項は除く。)

(2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

(3) 開札に立ち会う者に関する事項

(4) 契約担当役の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

(5) 契約の手続において使用する言語

(6) 契約の手續において電子情報処理組織を用いる場合には、当該電子情報処理組織に関する事項

(7) その他必要な事項

(落札)

第10条の2 契約担当役は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した入札者に確認を求めることができる。

(随意契約によることができる場合)

第11条 特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。

(1) 一般競争又は指名競争に応ずる入札がない場合、行われた入札がなれ合いによる場合若しくは入札に関する条件に合致していないものである場合、ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。

(2) 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、又は技術的な理由により、当該調達の相手方が特定されているとき。

(3) 既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であつて、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障を生ずるおそれがあるとき。

(4) 振興会の委託に基づく研究開発の結果製造された試作品等の調達をする場合。

(5) 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならない追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた金額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であつて、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生じるおそれがあるとき。

(6) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であつて、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達することが既契約工事の調達の相手方から調達する場合に比べて著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第4条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第5条の公告又は第7条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

(7) 緊急の必要により競争に付することができない場合。

(8) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会

の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買入れるとき。

- (9) 慈善のため設立した救済施設から直接に物品等を買入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき（物品等の買入れ又は借り入れの場合にあっては、当該物品等を慈善のため設立した救済施設が生産する場合に限る。）

（落札者の決定に関する通知）

第12条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者からの請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

（落札者等の公示）

第13条 契約担当役は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者の決定をしたとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 契約担当役の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 一般競争又は指名競争によることとした場合には、第5条の規定による公告又は第7条の規定による公示を行った日
- (8) 随意契約である場合にはその理由
- (9) その他必要な事項

（一般競争又は指名競争に関する記録）

第14条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子情報処理組織を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも3年間保管するものとする。

- (1) 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- (2) 入札者の申込みに係る価格
- (3) 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
- (4) 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
- (5) 第8条第4項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項
- (6) その他必要な事項

（随意契約に関する記録）

第15条 契約担当役は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、当該随意契約の相手方を決定した日から少なくとも3年間保管するものとする。

(苦情の処理)

第16条 契約担当役は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指名するものとする。

(特定調達契約に関する統計)

第17条 契約担当役は、文部科学省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、文部科学省に送付するものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、特定調達契約に関する事務について必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月3日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第257号)

- 1 この規程は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程の特例を定める規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則 (平成31年1月18日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第393号)

- 1 この規程は、平成31年1月18日に改正し、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則 (令和2年12月18日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第422号)

- 1 この規程は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が効力を生ずる日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則 (令和7年3月5日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第540号)

- 1 この規程は、令和7年3月5日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程の特例を定める規程（次項において「新規程」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日から官報の発行に関する法律（令和5年法律第85号）の施行の日（令和7年4月1日）の前日までの間における新規程第5条第1項第3号イ（新規程第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号イ中「を官報の発行に関する法律（令和5年法律第85号）第5条の規定により発行される官報により行う場合」とあるのは、「と併せて、独立行政法人国立印刷局が、次条各号に掲げる事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うこと

をいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く場合」とする。